

## 必ずお読みください

### 重要なお知らせ（次回の報酬付与申立について）

- 平成27年4月から、家庭裁判所は、原則として、年に1回の後見監督を行うことになりました。これに合わせて、報酬請求も年に1回申立てをしていただきますようお願いいたします。なお、報酬請求をされない場合でも、年1回の定期報告をお願いいたします。
- 今後も、報酬付与事件の増加が予想されるところ、円滑、迅速に事務処理を行うため、家庭裁判所としては、報酬付与申立書式及び添付書類を改定するとともに、報酬付与申立（定期報告）月を指定させていただくことになりました。御理解と御協力をお願いいたします。
- 本件の報酬付与申立（定期報告）月は、毎年\_\_\_\_月となります。御協力をお願いいたします。
- 次回申立ては、平成 年 月に行っていただくよう御協力をお願いいたします。
- 上記以外にも、裁判所が必要と認めた場合には、報告を求めることがありますので、ご了承ください。
- 御不明な点は遠慮なくお問い合わせください。

お問合せ先

福岡家庭裁判所後見センター

電話番号 092-510-0405